

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動):Pacific Campaign for Disarmament and Security

223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

編集責任者 ■梅林宏道 製作責任者 ■田巻一彦 郵便振替口座 ■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 ■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

イラン問題で 国連安保理 決議

イランは無条件の濃縮一時停止 を拒否

—— 交渉継続の意思

7月31日、国連安保理はイランに対して濃縮活動、再処理活動を一時停止するよう要求する決議を採択し、8月31日を決議の遵守期限として設定した。結局、イラン政府はウラン濃縮を一時停止することを拒否した。しかし、米国政府の一部の人々が主張するような対イラン制裁がこれによってすぐ可能となるわけではない。事態をいざ知らずエスカレートさせるべきでないということを、6月以降の状況を概観しながら明らかにしたい。

6か国による包括提案

6月6日、EU3 英仏独 と米・露・中の6か国がイランに対して包括提案を示した¹。この提案は、イランの平和目的の原子力開発の権利を再確認すると同時に、IAEAによる検証の下でイランが濃縮活動、再処理活動を一時停止し、IAEA付属議定書を履行することを条件に、いくつかの利益をイランに対して供与するための交渉を始めとするものであった。7月13日に国連安保理に提出された包括案には、以下のような利益供与の内容が含まれていた²。

- ・新しい軽水炉建設の支援
- ・濃縮活動を行うために、ロシア国内の国際施設にパートナーとしてイランを参加させること
- ・最大5年分の予備用核燃料を商業レートで提供
- ・地域の安全保障問題に関する対話と協力を促進するための新しい会議を設立するために支援
- ・国際貿易・投資、民間航空、エネルギー、電気通信、ハイテク、農業などの経済分野での協力

重要なことは、利益供与が文面化されたのに対して、提案をイランが拒絶した場合に及ぼす制裁については、6月6日にイランを訪問して核問題交渉担当のラリジャニ氏に提案を示したハビエル・ソラナEU共通外交・安全保障政策上級代表が口頭で説明したにとどめたという点であっ

た。6か国側は、制裁論議に関してきわめて慎重であった。

イラン政府は、この包括提案に対して8月22日までに回答すると一貫して主張していた。しかし、6月29日になって、7月中旬にサミットを控えたG8外相が、7月5日までに回答するよう一方的に要求する声明を出した。

安保理決議1696

7月12日、上記の6か国による外相会談が行われた。前日に行われたソラナ ラリジャニ会談が何の成果も生まな

今号の内容

イラン問題、交渉を続けよ

<資料> 安保理決議1696

米、新配置で未臨界核実験

米印核協力の論点

〔安全保障と市民自治〕

米タコマパークの先駆的条例

91自治体首長が、核廃絶声明に署名

民主党が「核軍縮促進議員連盟」

【連載】いま語る(10) 藤本幸久さん(映画監督)

かったことに失望感を表明し、6か国は安保理決議の採択へと移ることを決定した。

制裁を視野に入れる米国とそれに反対する露中との間での綱引きの後、7月31日に安保理決議1696が採択された(抄訳を下の囲みに掲載)、賛成14か国、反対1か国(カタル)での採択であった。

この決議は、イランに対して、全ての濃縮活動、再処理活動の一時停止を求め、決議の遵守状況について8月31日までに報告を行うようにIAEA事務局長に要求している。また、この期日はイランによる決議履行期限でもある。しかし、この決議の中にある多分に抑制された要素をここでは強調したい。それは以下の点である。

第一に、本決議は国連憲章第40条に則った措置であることを明確にしている。第40条とは、第39条の規定に従って行動する前の暫定措置について定めたものだ。第39条は、「平和に対する脅威」の認定、国際的平和と安全を維持し回復するための勧告と措置について規定している。さらには、この「平和に対する脅威」の認定を前提として、第41条の非軍事的措置、第42条の軍事的措置に進むことになる³。

要するに、決議1696はあくまで暫定措置について定めたものであり、この決議をベースにして制裁を行うことは全く不可能だ。ただし、本文8においては、イランの決議不履行の際に第41条措置へと進む可能性が書き込まれている。しかしここでも、あくまでその意図の「表明」といった穏

健な表現にとどめられており、制裁を行うにはさらなる明確な安保理決議が必要である。

第二に、IAEAの役割が非常に重要であることを本文6で強調している。したがって、たとえばイラク戦争の時のように、IAEAの活動の余地がまだ十分に残されている段階での制裁の可能性は排除されているものとして読まねばならない。

イラン、濃縮一時停止を拒否

決議採択に対してイラン政府は激しく反発したものの、同時に、8月22日を包括提案への回答期限とする姿勢は崩さなかった。また、西側からは「時間稼ぎ」として非難されつつも、交渉への前向きな姿勢を示し続けた。8月16日には、モツキ外相が、ウラン濃縮一時停止を含め全ての事柄に関して交渉する用意があるとあらためて明言している。

回答期限の8月22日、イランは、西側との交渉を開始する前に濃縮活動を一時停止することを拒否すると正式に伝えた。この回答に対してソラナ氏は、慎重な検討を要すると述べ(22日)、ロシアのイワノフ国防大臣もあくまで交渉による解決を主張している(25日)、また、9月2日にフィンランドで開かれたEU外相会談においては、イランに時間を与えるという方針が確認された。

他方でイランは、8月26日、中部のアラクにて重水の製造プラントを本格稼働させた。重水は2009年に完成予定の新

資料 | 国連安全保障理事会 決議1696(2006) 2006年7月31日採択

安全保障理事会は、

2006年3月29日の安保理議長声明S/P
RST/2006/15を想起し、
(中略)

IAEAが要求した濃縮一時停止を義務的なものとするために、国連憲章第7章の第40条の下で行動し、

1. IAEA理事会が決議GOV/2006/14で要求した措置をさらに遅れることなく取るようイランに対して求める。このことは、イランの核計画が完全に平和目的のものであることへの信頼を打ち立て、懸案となっている問題を解決するのに不可欠である。
2. この文脈において、イランが、研究開発を含めた全ての濃縮関連活動、再処理活動を一時停止し、IAEAによる検証に付すように要求する。
3. そうした一時停止に加え、イランがIAEA理事会の提示した要求に完全かつ検証を伴った形で従えば、イランの核計画が完全に平和目的のものであることを保証するような、外交や交渉を通じた解決に寄与することになるであろうとの確信を表明し、国際社会はそうした解

決に向けて前向きに努力する意志があることを強調し、上記の条項に従うことによって国際社会およびIAEAに再び関与することをイランに促し、そうした関与はイランに利益をもたらすものであることを強調する。

4. これに関連して、欧州連合上級代表の支援を受けて中国・フランス・ドイツ・ロシア連邦・連合王国・アメリカ合衆国が行った提案を是認する(S/2006/521)。この提案は、相互的な尊重と、イラン核計画の完全に平和的な性格に対する国際的な信頼の確立を基礎として、イランとの関係および協力を発展させることになる長期的で包括的な取り決めに向けたものである。
5. 各国の法的権限と法律に従い、国際法と整合性を持つようにしながら、警戒を怠らず、イランの濃縮関連活動、再処理活動、および弾道ミサイル計画に寄与するようなあらゆる物品、資材、製品、技術の移転を防止するよう、全ての加盟国に対して求める。
6. IAEAプロセスの権威を強化する決意を表明し、IAEA理事会の役割を強く支持し、IAEA事務局長と事務局がイランにおいて残っている全ての懸案事項をIAEAの枠組みの範囲内において解決するために進んでいる専門的で中立的な努力を称賛するとともに推奨し、イランの核計画に関連した全ての懸案事

項を明確にする努力をIAEAが継続して行う必要性を強調し、イランに対して、IAEA付属議定書の条項に従って行動すること、IAEAが継続して行っている調査のためにIAEAが要求する全ての透明化措置を速やかに実行することを求める。

7. IAEA事務局長に対して、第一に、この決議に言及された全ての行動の完全かつ継続的な停止をイランが確立したかどうかについて、また、IAEA理事会が要求した全ての措置、およびこの決議の上記の条項に関するイランの遵守プロセスについて、IAEA理事会と、同時に安保理が検討できるように8月31日までに報告を提出することを要求する。
8. イランがその期日までにこの決議を遵守しない場合には、国連決議第7章の第41条の下における適切な措置を取り、この決議およびIAEAの要求に従うようイランを説得する意図を表明し、そうした追加的な措置が必要な場合さらなる決定が要求されるということを強調する。
9. そうした追加的な措置は、イランがこの決議に従った場合には必要とされないことを確認する。
10. 本件の推移を引き続き注視することを決定する。

(訳:ピースデポ)

しい研究炉の減速材として使われることになっている。

8月31日、IAEAのエルバラダイ事務局長は、安保理に対して報告書GOV/2006/53を提出した⁴。それによれば、イランはウラン濃縮活動をやめておらず、情報提供や施設へのアクセスなどの点でIAEAへの協力は十分ではない。また、イランの核計画が平和目的のものであるかどうかは未確認であるとされている。

にもかかわらず重要なのは、いまだにIAEAの職員がイラン国内で検証作業を進めており、イラン側も限定的ながらそれへの協力を続けているという事実であろう。西側諸国の中には、濃縮一時停止拒否を受けて制裁へと性急に進もうとする動きもあるが、まず行うべきは、IAEAのこうした活動を支援すること、濃縮の一時停止そのものを交渉の対象としてイランとの対話を切らさないことではないか。

イランを訪問した国連のアナン事務総長は、9月3日にアハマディネジャド大統領と会談を行い、イランには交渉を行う準備があることを再確認した。対話へ向けた努力は続けられている。(山口響)

<注>

1 6月までの状況については、『アブグッ』核軍縮・平和2006』104ページ、『核兵器・核実験モニター』252号、257・8号参照。

2 国連文書番号S/2006/521。http://documents.un.org/simple.aspより検索可。

3 第40条の問題については、M・スパイス、J・パロースによる以下の文章を参照。http://www.lcnp.org/disarmament/iran/UNSCres-jul06.htm

4 報告書は原則非公開だが、『米軍備管理協会』のウェブサイトに掲載されている。http://www.armscontrol.org/pdf/20060831_Iran_BoG_Report.pdf

NPT体制崩壊を招く 協力推進論

米印 原子力 協力

本誌では、米国・インド両国の原子力協力合意をめぐる状況についてこれまで数度にわたって考察してきた(256号、257・8号、261号参照)。今回は、米国での議論を中心にしながら、原子力協力をめぐる論点を以下の6点に整理し、問題点を論じる。

論点1 核不拡散体制を崩壊させる

推進派は、IAEA(国際原子力機関)の保障措置下に入るインドの原子力施設の数が増えるため(本誌257・8号参照)NPT(核不拡散条約)未加盟のインドをNPTより広い意味での核不拡散体制に実質的に引き込むことができると主張する。

これに対して合意反対派は、インドを事実上の核兵器国として承認することによって、現在はNPTを遵守している国々が核兵器保有に走ることを止める論理がなくなり、核不拡散体制が骨抜きになると反論している。インドに対して好意的な取り扱いをすれば、イランや北朝鮮に対する強硬な核放棄要求は説得力を持たなくなる。また、米印合意を口実に中国がパキスタンに核支援するのではないかと懸念、ブラジル・日本・韓国などの、技術がありながら核オプションを放棄してきた国々が核保有する口実を与えることにもなるのではないかと懸念も出されている。

推進派はこれに対して、インドは「進んだ核技術をもつ責任ある国」であり「世界最大の民主主義国」であるから核兵器国としての特別扱いが許されると弁明しているが、このような抽象的なレトリックはこれから核兵器保有しようとする国々がいかようにも利用できるものであり、核不拡散体制を崩壊に導く危険なレトリックであるといえよう。

論点2 インドの核兵器開発を助ける

反対派は、米印合意がインド自身の核開発を容易にするとして主張する。米印合意によってウラン燃料の輸入が可能となるため、インド国内のウランに余裕ができ、その分が核兵器開発に回されることになってしまう。ジア・ミアンらは、米印合意が成立すれば、インドは年間40～50発分の兵器級プルトニウムの生産能力を得ることになると論じている¹。

これに対し推進派は有効な反論を行っていない。それどころか、ライス國務長官は、「この協定はインドの核兵器計画に対する制約を与えません(4月5日、下院国際関係委員会聴聞会)と聞き直っていることは銘記しておくべきだ。また、ヘンリー・ハイド(同委員会委員長)も「インドはすでに核兵器を保有しており、それを放棄することは全くありません」と明言し(7月26日、下院全院委員会)インドに核軍縮を迫る姿勢を微塵も見せていない。

論点3 イランへの流出?

反対派からは、インドがイランと比較的友好的な関係を保っていることから、インドへ供与した核物質・技術・物資等がイランに流出するのではないかと懸念が出されている。

これに対して推進派は、インドはイランの封じ込めに協力してきている(パキスタンなどは異なり)インドの輸出管理は厳格であるなどの主張によって反論している。

しかし、D・オルブライトとS・パスは、インド国内における核技術・物資等の調達プロセスにおける管理や輸出入規

5ページ下段へ

米、23回目の 未臨界核実験

地下核実験と同じ 「縦穴配置」で実施

2006年8月30日、米国は未臨界核実験「ユニコーン」を米ネバダ実験場にて実施した。米国としては1997年7月以来通算23回目、ブッシュ政権下では10回目となる未臨界核実験である。ロスアラモス国立研究所が担当した。

ユニコーンについては、03年8月22日に、米エネルギー省(DOE)の国家核安全保障管理局(NNSA)が、04年内の実施計画を発表していた(本誌196号(03年10月1日号)に全訳と解説)そのなかで、ユニコーンがネバダ実験場内のU6cと呼ばれる施設の地下の縦穴で実施される、新しい形の未臨界核実験であることが明らかにされた。

今年2月の未臨界核実験「クラカタウ」(本誌253号参照)を含め、これまでの未臨界核実験は、地下960フィートに設けられたU1a施設の水平トンネルの中で実施されてきた。しかし、今回のユニコーンは、こうした「横穴配置」ではなく、かつての地下核爆発実験でとられた手法と同じ「縦穴配置」で実施された。03年8月22日のNNSA発表は、次のように述べている。

「この実験は、実験用機材を縦穴のなかに据え付けるという手法によって、1992年のモトリアム以前に行われていた地下核爆発実験でとられた手法と、外観上は類似したものになる。」

NNSAによるこの発表直後から、ユニコーンは、米国の核爆発実験再開に向けた動きを具体化するものとして、市民社会からの強い批判を浴びてきた。実験の意義について、NNSAは03年の発表で、「備蓄管理のための重要な情報を提供することに加え、「U1a施設における実験ではテストすることのできない、重要なネバダ実験場の能力をテストするもの」と説明していた。この点に関して、8月30日のNNSA発表(コラム)に全訳)は、過去の未臨界核実験の実施理由と寸分変わらない説明を繰り返し、縦穴配置での実験の目的や必要性については一切言及しなかった。

しかし、地下核爆発実験と同じ手法を用いるユニコーンが、核爆発実験再開への準備態勢の強化に資することは、これまでNNSA側からも伝えられてきたことである。03年8月22日の発表直後、NNSAスポークスマンのダーウィン・モーガンは、「(ユニコーンは)求められている実験準備態勢の能力を維持することに役立つ」と『ラスベガス・レビュー・ジャーナル』紙のインタビューに答えた¹⁾。より具体的には、NNSAのネバダ現地事務所(NSO)が発行するニュースレター「サイトラインズ」(05年6・7月号)が、「未臨

界実験ユニコーン、重要な節目を完了する」と題された記事のなかで、次のように述べている。

「2005年6月21日、ロスアラモス国立研究所とベクトル・ネバダ社による『未臨界実験ユニコーン・プロジェクトチーム』は、重要な節目を迎えた。ネバダ実験場のエリア6に位置するユニコーン・タワーの内部に、ユニコーン実験用ラックが設置されたのである。ユニコーンは、砂漠の地下620フィートに設置された縦穴で実施される大規模な未臨界実験であり、また、1995年以来初となる縦穴配置での実験である。これらの点においてユニークなものである。」²⁾「ユニコーンは、縦穴配置で実施される複雑な未臨界実験であり、ゆえに地下核実験(UGT)の実施に要求される重要な能力を証明するのにつけての実験である。そのような能力には、ラック設置、中心軸坑の建設、タイミング調整、点火、地表のトレーラー・パークからの診断データリカバリー等があげられる。」³⁾「ネバダ実験場における地下核実験の経験者たちは、この実験の特徴のいくつかに見覚えがあることであろう。これらの中には、実に13余年ぶりにネバダ実験場で行われることになるものもある。」²⁾

このように、今回のユニコーンの実施においては、「備蓄核兵器の信頼性と安全性を維持するのに役立つ不可欠な科学的データと技術的情報を生み出す」という実験理由をはるかに超えた、地下核実験に使用可能な新しい施設の建設を伴う、具体的な能力の強化が図られているのである。

米政府は、核実験再開の準備期間を短縮する法律を議会に提案し続けている(現在は24か月=2年)、「04会計年度国防認可法」(03年11月24日)は、「エネルギー省は、合衆国が18か月以内に地下核実験を再開しうる準備態勢を06年10月1日までに開始、達成し、以後維持しなければならない」(第3113節)と立法化した。しかし、国際・国内世論の反発から、実際には予算が付かない状態が続いている。

6ページ下段へ

【資料】

国家核安全保障管理局(NNSA)記者発表
2006年8月30日

06年8月30日午前11時、未臨界実験「ユニコーン」は、ネバダ実験場で成功裏に実施された。ロスアラモス国立研究所は、地下核実験を実施せずとも国家の保有する核兵器の安全性と信頼性の維持に不可欠な情報を与える科学的データを集めるために実験を行った。

ユニコーンは、今日までに行われた23番目の未臨界実験である。前回の未臨界実験「クラカタウ」は、2006年2月23日に実施された。

未臨界実験とは、高性能火薬の爆発による強い衝撃を受けたときのプルトニウムの挙動を調べるものである。未臨界実験は、備蓄核兵器の安全性と信頼性を維持するのに役立つ不可欠な科学的データと技術的情報を生み出すものである。実験は「未臨界」である。すなわち、臨界質量は形成されないし、自己持続的な核分裂連鎖反応は起こらない。したがって、核爆発は起こらない。(訳:ピースデポ)

民主党 「核軍縮促進議員 連盟」が設立総会

39議員、行動する 議連を目指す

8月22日、10人の発起人の呼びかけで、民主党の核軍縮促進議員連盟が設立された。日本の核軍縮運動にとって朗報である。

設立趣意書によれば、「米国など核保有国の核軍縮は進展せず」、インド、パキスタン、北朝鮮、イランの動向、テロリストへの核拡散の可能性など、「核をめぐる現状は極めて憂慮すべき状況」にある。そんな中で「政府の核軍縮に対する取り組みは熱意を欠いている。その状況を変え活性化するために、「民主党はその中心的役割を果たすべきだ」としている¹。

設立総会には、その時点で衆議院22名、参議院17名の議員が加盟したことが報告された。参加議員リストを別表に掲げた。会長に岡田克也元代表、事務局長に平岡秀夫議員が選ばれた。岡田会長は「行動する議員連盟を目指したい」と挨拶をした。最初の行動として、9月に第1回勉強会が計画されている。

記念講演として梅林宏道ピースデポ代表が「被爆国のモラル・オーソリティを政策に - - ブリックス報告書の活

用」と題する講演を行った。講演の中で梅林氏は、情勢のフォローと情勢の蓄積の継続性を保証する体制を議連として築くことや、国際的な核軍縮議員ネットワーク(PNND)や超党派議連であるPNND日本におけるリーダーシップを要望した。(編集部)

注

1 設立趣意書の全文は次のURL参照。

www.peacedepot.org/theme/net/dpshuisho.html

民主党核軍縮促進議員連盟参加議員

(2006 8 22現在) *印は発起人

衆議院	三日月大造(滋賀3区)
枝野幸男(埼玉5区)	横光克彦(比例九州)
逢坂誠二(比例北海道)	
岡田克也*(三重3区)会長	参議院
岡本充功(比例東海)	犬塚直史*(長崎)
玄葉光一郎*(福島3区)	江田五月*(岡山)副会長
郡 和子(比例東北)	岡崎トミ子(宮城)
近藤昭一(愛知3区)	小川敏夫(東京)
末松義規(比例東京)	尾立源幸(大阪)
武正公一*(埼玉1区)	黒岩宇洋(新潟)
高木義明*(長崎1区)副会長	千葉景子(神奈川)
田島 要(比例南関東)	角田義一(群馬)
土肥隆一*(比例近畿)	富岡由紀夫(群馬)
中川正春*(三重2区)	広中和歌子(千葉)
長島昭久(比例東京)	福山哲郎(京都)
鉢呂吉雄(北海道4区)	藤末健三(比例)
鳩山由紀夫(北海道9区)	藤本祐司(静岡)
平岡秀夫*(比例中国)事務局長	前田武志(比例)副会長
福田昭夫(比例北関東)	松岡 徹(比例)
細川律夫(比例北関東)副会長	水岡俊一(兵庫)
松本大輔*(比例中国)	峰崎直樹(北海道)

米印原子力協力 (3ページから)

制はきわめて甘く、それらがインドを通じて第3国に流出することは十分にありえると主張している²。

論点4 印パの軍備競争を加速させる

反対派は、インドを核兵器国として容認することによる印パ間軍拡競争の加速の可能性を指摘する。

ライス長官はこれに対し、そのようなことはありえないと主張した上で、南アジアの核バランスは現地の政治・軍事的状況によって生み出されたものであり、米国はそれに影響を与えることはできない、とあらかじめにも似た発言をしている(4月5日、上院外交関係委員会)。

論点5 経済的利益追求のために 世界の危険を増す

推進派は、原子力協力が米印両国にもたらす経済的利益を強調する。ライス長官は、上記の上院外交委員会聴聞会にて、原子力協力により3,000~5,000人の直接的な新規雇用が米国に生まれるかもしれないと語った。また、原子力にとどまらないハイテク技術輸出や経済全般における交流の拡大も期待されている。インドの貧困を解消す

るためにこうした経済協力が役立つと主張する論者もいる。

しかしながら、そうした経済的利益があるにしても、それは、論点1で述べたようにNPT体制を崩壊させ世界を危険に陥れてまで追求すべきものではないだろう。

論点6 エネルギーと環境保護には別の手段がある

現在、インドの総発電量における原子力の割合は約3%しかない。そのため、原子力を推進することで化石燃料に頼る度合いが減り、成長するインド経済におけるエネルギー供給は安定することになると推進派は主張する。推進派はさらに、化石燃料使用の減少により環境保護も促進されると宣伝している。

他方で反対派は、エネルギー効率アップ、再生利用可能エネルギーの普及により原子力の増加がなくてもインドのエネルギー需要はまかなえると反論している³。(山口響)

<注>

1 www.fissilematerials.org/ipfm/site_down/southasia.pdf

2 www.isis-online.org/publications/southasia/indianprocurement.pdf

3 ジア・ミアン、M.V. ラマナ「誤った目的、手段、必要 米国とインドの『核取引』の影で『アームズ・コントロール・トゥデイ』2006年1・2月号(『世界』2006年10月号に邦訳)

先駆的な自治体条例

「市の予算で核兵器 関連企業の製品は 買わない」 米・タコマ・パーク市の挑戦

「核戦争による人類絶滅の危機から、住民一人ひとりの生命と暮らしを守り、現在および将来の国民のために、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命である。」

これは、現在全国の216自治体が加盟する「日本非核宣言自治体協議会（以下、「協議会」）の設立趣旨の一文である。その誕生は、冷戦真っ只中の1984年。核戦争のシナリオが地域住民の生活の安全に対する現実的な脅威として認識されるなか、市民が国境を越えて手を結び合い、地域から非核化の輪を広げていこうとする「非核宣言自治体運動」が、世界規模での大きなうねりとなって進んでいた。

それから四半世紀近くが経ったいま、自治体の役割と可能性にあらためて注目が集まっている。この間の米軍再編の動きをめぐっては、地域住民や自治体の意向を無視した形で、政府間合意が一方的に押し進められてきた。これらは、市民自治の原則に対する重大な侵害にほかならない。こうした状況に抗っていくために、いまあらためて、市民のイニシアティブのもと、自治体の平和政策を豊富化、具体化していくことが求められている。自治体条例の活用はその一つである。

その際の参考として、ぜひ紹介したい条例がある。協議会の設立とほぼ同時期の1983年、米メリーランド州にあるタコマ・パーク市で、極めてユニークな「非核地帯条例」が制定された（8ページに抜粋訳）。それから23年間、タコマ・パーク市の非核地帯条例は、時代のニーズに沿って強化されながら、力強くその存在を誇っている。

条例の最大の特徴は、市内における核関連活動を禁止

米未臨界核実験（4ページから）

エネルギー省の「2006会計年エネルギー及び水資源開発歳出法（公法109-103、05年11月19日）に伴う報告書（05年11月7日、109-275）」は、「（エネルギー省に）実験の準備態勢は現在の24か月を維持するよう命じると結論付けた³。

本誌がこれまでたびたび伝えてきたように、米政府と議会は、「核弾頭を削減する」「核爆発実験の必要性を低減する」を売り文句に、「信頼性代替弾頭（RRW）」計画を進めている。日本の外務省は、今年5月の市民団体の申し入れ（本誌256号参照）に対し、米国の論理を受け売りし、RRW計画を肯定する回答を行った。しかし、今回のユニコーンの実施であらためて明らかになったのは、RRW計画の推進と核実験再開の動きを同時に追求している米国の姿

するだけでなく、核兵器の生産者に対する市の財源の投資（14-04-050節「市財源の投資」）や、それらとの契約や物品購入等の取引を禁じている（14-04-060節「市との契約における適格要件」）点にある。後者には「免除」規定があり、条例の遵守を監視する「タコマ・パーク非核委員会」及び市長・議会による慎重な検討を経て、「核兵器の生産者以外からは入手不可能」との決定が下された場合のみに取引が認可される。しかし、実際のところ、条例の23年間の歴史のなかで、この免除規定が適用されたのはわずか3回であるという。

条例の実施において大きな役割を担っているのが市民主体の「タコマ・パーク非核委員会」である（14-04-110節「タコマ・パーク非核委員会」）。その役割の一つが「教育」に関する活動である。委員会は、市民への情報提供、意識啓発を行うほか、広島・長崎及び国連での「平和市長会議」関連のイベントへの参加等を通じて、国際的にも市の取り組みを広く知らせる役割を担っている。

取り組みを市の問題として扱うだけではなく、国際的に発信していくことの意義を条例はきちんと認識している。「公布」（14-04-100節）にあるように、条例は毎年、米国その他の核兵器国、国連、国際原子力機関（IAEA）に送付されるほか、ワシントンDCに隣接した人口約17,000人のタコマ・パーク市と同程度の人口を擁するモスクワ近郊の都市に対し、同様の取り組みを促す手紙と併せて届けられている。

前述のように、この条例は時代とともに「進化」を遂げている。05年、条例は高レベル放射性廃棄物の運搬に関する勧告の作成を、「非核委員会」の新しい任務として定めた。この背景には、将来的に米国西部の最終処分場に向かって核廃棄物の運搬が実施されることを想定し、市としての対策を十分に検討しておくという意図がある。

条例の「基本的な考え方」（14-04-030節）には、自治体がこのような非核条例を制定する意義が極めて明瞭に述べられている。一旦核戦争が起きれば市民を守る手段は存在しない、という明確な認識のもと、核兵器廃絶に向かって米政府が主導的役割を担うことを要求している。そして、この条例が断言しているように、その一歩を踏み出させるのは、「一般市民や地方自治体による強い意思表示」にほかならないのである。（中村桂子）

である。こうした米国の姿勢は、他国に同様の口実を与え、核実験実施への引き金を引くことにも繋がりがかねない。私たちは、日本政府に対し、未臨界実験容認の姿勢をあらため、ユニコーン実施について米国を厳しく追及するよう求めていかなければならない。（中村桂子）

注

1 2003年8月23日『ラスベガス・レビュー・ジャーナル』
www.reviewjournal.com/lvrj_home/2003/Aug-23-Sat-2003/news/22005331.html

2「サイトラインズ」2005年6・7月号www.nv.doe.gov/library/publications/sitelines/sl107.pdf

3 www.congress.gov/cgi-bin/cpquery/T?&report=hr275&dbname=109&

タコマ・パーク市条例 第14章04「非核地帯（抜粋）」

14.04.010節「条例名」

本章を「タコマ・パーク非核地帯条例」と呼ぶ。

14.04.020節「目的」

本条例の目的は、メリーランド州タコマ・パーク市を非核地帯として確立することにある。市内における核兵器に関連した活動は禁止される。市民及び代表者は、これまで核兵器に費やしてきた資源を、保育、住宅、学校、健康保険、緊急サービス、公共交通、公的扶助、職業等の人的サービスといった、生活を向上させ、より豊かにするための努力に転換していくよう求められる。

14.04.030節「基本的な考え方」

メリーランド州タコマ・パーク市長及び市議会による基本的な考え方は次の通り。

- (a) 核軍備競争は、世界の資源を浪費させ、かつてないほどの核ホロコーストの脅威を人類に呈しながら、3分の1世紀以上にわたり悪化の一途を辿っている。
- (b) 万一核戦争が起こった場合、タコマ・パークの住民を防護するに十分な手段は存在しない。
- (c) 核戦争は、この地球上における最も高度な生命体を破滅へと向かわせるものである。
- (d) 核兵器に資源が費やされることによって、職業、住宅、教育、健康保険、公共交通、若者・高齢者・障がい者へのサービスといった、他のヒューマン・ニーズへの資源の活用が妨げられている。
- (e) 核兵器の最大の生産者である米国は、世界的規模で軍備競争に反対を唱え、切迫したホロコーストの脅威を除去していく過程において、主導的な役割を担うべきである。
- (f) 一般市民や地方自治体による強い意思表示は、米国及び他の核大国にそのような一歩を踏み出させることに役立つものである。

(中略)

- (j) 原子力エネルギーの生産は、高レベル放射性廃棄物を生み出すものであり、市内におけるその運搬は、市の公共の安全及び福祉に対する重大な危険をもたらすものである。

14.04.040節「核施設の禁止」

- (a) タコマ・パーク市において、核兵器の生産は認められない。核兵器の生産に使用される、いかなる施設、設備、部品、供給、物資等もタコマ・パーク市では認められない。
- (b) 本章の採択後は、故意及び意図的に核兵器生産に従事している個人、企業、大学、研究所、機関、その他タコマ・パーク市における組織体は、市内においてそのようないかなる活動も開始してはならない。

14.04.050節「市財源の投資」

市行政官は、タコマ・パーク非核委員会と共同で、委員会設立後6ヶ月以内に、社会的責任投資に関する政策及び実施計画を提案する。(後略)

14.04.060節「市との契約における適格要件」

- (a) タコマ・パーク市およびその職員、従業員、代理人は、いかなる核兵器生産者に対しても、直接的、間接的を問わず、故意及び意図的に、褒賞の授与、契約、購入申込を行わない。
- (b) タコマ・パーク市およびその職員、従業員、代理人は、核兵器の生産者の手による製品の購入あるいはリース契約の目的で、直接的、間接的を問わず、故意及び意図的に、いかなる褒賞の授与、契約、購入申込を行わない。
- (c) 市からの契約、褒賞、購入申込を受けた者は、故意及び意図的な核兵器の生産者でないことを、公証した文書により市書記官に対し証明を行う。

(中略)

(f) 免除について

- (1) 14.04.060節(a)および(b)の条項は、次の条件の下で市長及び議会の過半数の投票で可決される決議によって免除される。
(A) 市長と議会は、慎重かつ誠実な検討を経て、必要とされる商品あるいはサービスが核兵器の生産者以外からは入手不可能であるという決定を下すものとする。

(後略)

14.04.070節「例外」

- (a) 本章の条項すべては、核医学の研究や応用、あるいは煙探知機や発光時計その他目的が核兵器生産と無関係なものである核分裂性物質の使用を禁止または規制するものではない。(後略)

14.04.080節「違反と罰則、その他の法的救済(略)」

14.04.090節「定義(略)」

14.04.100節「公布」

- (a) 本章の採択に際し、およびその後毎年、市長と議会は、米国大統領、ソビエト社会主義連邦共和国大統領、その時点で核兵器を保有しているすべての国の大使、国連事務総長、国際原子力機関(IAEA)事務局長に対し、本条例の写しを提示する。
- (b) 略
- (c) メリーランド州タコマ・パークの市長及び議会は、モスクワから20マイル四方にある人口17,000人程度の適切な自治体、あるいはソ連邦のその他の自治体を選び、その自治体に対し、タコマ・パークと同様の行動をとるよう要請する手紙とともに、本条例の写しを送付する。

14.04.110節「タコマ・パーク非核委員会」

- (a) 本章の効力発生から60日以内に、市長は市議会の承認のもと、本条例の履行及び遵守の監視を行う中立的な「タコマ・パーク非核委員会」を任命する。委員会は、タコマ・パーク在住の7名の市民及び市行政官によって派遣されるスタッフによって構成される。委員会のメンバーは、科学、研究、財政、法、平和、倫理等の分野において蓄積された経験を持つものとする。
- (b) 市長と議会が指名する第一期の被指名者3名を任期1年間とすることを除き、委員に任命された市民は2年間の任期を務めることとする。任期は4月1日に開始し、3月31日に終了する。委員会は、委員長を任命し、準則を制定する。これらは、市長及び議会からの承認を条件とする。
- (c) 委員会は、以下の任務及び責任を持つものとする。

(1) 委員会は、本条例の14.04.040節に関する不遵守が疑われる市内の活動を再調査する。委員会は、本条例に対する違反の疑いのある案件について、適切な法的機関への通知を行う。

(中略)

(4) 委員会は、資料の収集、公報記事、ケーブルテレビ番組、公開講演会、その他の手段をもって、本条例の趣旨及び目的に関連するテーマについて、公共教育や情報の提供を行う。この任務を遂行する際に、委員会は、市職員、核凍結タスクフォース、その他の関連する地域グループ・個人と協力を行う。

(5) 委員会は、核兵器やその部品の製造について、また、核兵器や原子力エネルギーの生産によって生み出される高レベル放射性廃棄物の運搬について、継続して最新の文献を収集する。委員会は、これらの情報や、核兵器及び原子力エネルギーに関連する議論に関与している個人・団体との協議を基に、本条例14.04.050及び14.04.060の履行において、市、職員、スタッフ、代理人らの参考となるような核兵器生産者リストを毎年作成し、市議会に報告する。委員会はまた、高レベル放射性廃棄物の有害な影響から市の安全及び福祉を守り、促進する最善の策について、これらの情報を参考にし、レベル廃棄物の運搬に関わる個人・団体との協議を経て、市議会に勧告を行うものとする。

(後略)

出典: www.takomaparkmd.gov/code/Takoma_Park_Municipal_Code/Title_14/04/index.html

(訳:ピースデポ)

91自治体首長が核兵器 禁止の交渉を訴える

あなたの住んでいる自治体に
賛同を働きかけよう

「市長と国会議員は協力して核兵器のない世界を目指す」というタイトルの声明¹に対して、8月16日現在、91名の日本の市長や町長が賛同した。この声明は、昨年5月NPT再検討会議において採択されたものであるが、PNND(核軍縮議員ネットワーク)は、世界的な世論喚起のために賛同署名を拡大する努力を継続している。日本の国会議員も自民、民主、公明、共産の各党から、計10名が署名している。

声明の重要な趣旨は、「地域に住む市民の安全を守り、未来の世代のために地域社会を防衛する役割を持っている」自治体の首長と国会議員が、核兵器禁止のための政府交渉を要求して、次のように述べている点にある。

「...核兵器の包括的な廃絶と除去を最終的にもたらし、秘密裡の核兵器製造を阻止するための核物質の国際管理をもたらすような交渉の開始を要求する。もし、少数の国が、ジュネーブ軍縮会議(CD)やNPT再検討会議においてこのような交渉が開始されることを阻止し続けるならば、各国政府は、地雷禁止条約で行われたように、核軍縮への別の道筋を見つけるよう奨励されるべきである。」

日本非核宣言自治体協議会(会長:伊藤一長・長崎市

長)がPNNDからの要請を受けて、加盟自治体²への働きかけを行っている。その成果として、91自治体の署名が集まった。

賛同した首長名のリストを以下に示した。

自分の住んでいる自治体に対して、声明への賛同を働きかけ、自治体の活性化を試みて欲しい。

- 1 非核宣言(決議)をしているが、日本非核宣言自治体協議会に参加していない自治体には、協議会への参加を呼びかける。協議会からの要請が届いているはずである。要請の経過を知りたい人は、ピースデポに問い合わせを。
- 2.すでに協議会に参加している自治体には、この声明への賛同を求める。世界での署名状況、協議会からすでに送られている自治体への要請文などに関しては、ピースデポに問い合わせを。(梅林宏道)

注

1 声明の全文は次のURL参照。

<http://www.peacedepot.org/theme/net/statementmayor.html>

2 全加盟自治体のリストは、次のURL参照。

http://nucfreejapan.com/kaiin_1.htm

声明「市長と国会議員は協力して核兵器のない世界を目指す」 署名の自治体首長(2006.8.16日現在、順不同)

九州・沖縄
伊藤一長、長崎市(長崎県)
吉廣啓子、菊田町(福岡県)
葉山友昭、長与町(長崎県)
大瀧長照、石垣市(沖縄県)
向野敏昭、直方市(福岡県)
浜田 博、別府市(大分県)
前田説生、桂川町(福岡県)
藤崎正昭、星野村(福岡県)
黒木健二、日向市(宮崎県)
新垣邦男、北中城村(沖縄県)
新垣清徳、中城村(沖縄県)
安田慶造、読谷村(沖縄県)
野国昌春、北谷町(沖縄県)
翁長雄志、那覇市(沖縄県)
釘宮 磐、大分市(大分県)
津村重光、宮崎市(宮崎県)
吉岡庭二郎、島原市(長崎県)
伊波洋一、宜野湾市(沖縄県)

中国・四国
秋葉忠利、広島市(広島県)
和多利義之、府中町(広島県)
今西芳彦、本山町(高知県)
滝口李彦、庄原市(広島県)
竹内 功、鳥取市(鳥取県)

岡崎誠也、高知市(高知県)
増田昌三、高松市(香川県)
近畿
中司 宏、枚方市(大阪府)
難波久士、加茂町(京都府)
北川嗣雄、羽曳野市(大阪府)
奥田光治、宇治田原町(京都府)
浅利敬一郎、豊中市(大阪府)
岡本日出土、大東市(大阪府)
阪口伸六、高石市(大阪府)
野口 聖、岸和田市(大阪府)
吉田誠克、大和高田市(奈良県)
井上哲夫、四日市市(三重県)
多田利喜、富田林市(大阪府)
馬場好弘、寝屋川市(大阪府)
藤沢純一、箕面市(大阪府)
高日首彦、福知山市(京都府)
久保田勇、宇治市(京都府)
向井通彦、泉南市(大阪府)
阪口善雄、吹田市(大阪府)
奥本 務、高槻市(大阪府)
中部・北陸
三輪 優、津島市(愛知県)
榊原伊三、半田市(愛知県)

井村徳光、東浦町(愛知県)
佐藤光宏、川辺町(岐阜県)
広江正明、笠松町(岐阜県)
澤崎義敬、魚津市(富山県)
初山芳輝、武豊町(愛知県)
安田彦三、野々市町(石川県)
東海・甲信越
石川 豊、南アルプス市(山梨県)
菅谷 昭、松本市(長野県)
松野輝洋、藤枝市(静岡県)
熊谷元尋、高森町(長野県)
曾我逸郎、中川村(長野県)
菅沼俊夫、富士吉田市(山梨県)
関東
長谷川健一、八街市(千葉県)
大澤善隆、桐生市(群馬県)
浦野 清、富士見市(埼玉県)
野平匡邦、銚子市(千葉県)
星野巳喜雄、沼田市(群馬県)
小林 攻、成田市(千葉県)
市原健一、つくば市(茨城県)
加藤浩一、水戸市(茨城県)
坂口光治、西東京市(東京都)
稲葉孝彦、小金井市(東京都)

内田俊郎、鹿嶋市(茨城県)
志村豊志郎、練馬区(東京都)
石渡徳一、鎌倉市(神奈川県)
高木政夫、前橋市(群馬県)
日向野義幸、栃木市(栃木県)
松浦幸雄、高崎市(群馬県)
長島一由、逗子市(神奈川県)
石津賢治、北本市(埼玉県)
松崎秀樹、浦安市(千葉県)
川井敏久、松戸市(千葉県)
原口和久、鴻巣市(埼玉県)
東北
佐藤 清、村山市(山形県)
川口 博、小坂町(秋田県)
遠藤 登、天童市(山形県)
佐竹敏久、秋田市(秋田県)
谷藤裕明、盛岡市(岩手県)
市川昭男、山形市(山形県)
北海道
舟橋泰博、羽幌町(北海道)
能登芳昭、富良野市(北海道)
砂川敏文、帯広市(北海道)
伏見悦夫、大樹町(北海道)
安久津勝彦、足寄町(北海道)
藤田 章、島牧村(北海道)
田刈子進、土別市(北海道)

現場で闘う 人々の姿に 未来を 映し出す

映画監督
藤本幸久さん

映画監督



撮影：塚田晋一郎

1988年、映画の撮影で、内戦の続くアフガニスタンに半年ほど行ってました。ちょうど夕方の買物時、カブールの街の中心部に一発のロケット弾が打ち込まれ、市民が何十人も殺されるという現場に居合わせました。人がばらばらになり、黒こげになり、千切れ・・・そういう現場を目の当たりにしたんです。

その後、初めての監督作品で、日本が戦争をしたマレー半島に行きました。アメリカがファルージャで行ったように、武装勢力の掃討作戦の名のもと、街や村が閉鎖され、幼い子どもを含むたくさんの人間が無差別に殺されていったところです。

しかし当時、そういった「戦場」というものと、「基地」や「演習場」というものが、あまぢんと頭のなかで結びついていなかったような気がします。

12、3年前に東京から北海道に移りました。地域というものやそこに暮らす人々を、自分自身も関わりあいながら、もっと長く、深く撮らなければいけないと思ったのです。『Marines Go Home

辺野古・梅香里・矢白別』に出てくる、北海道矢白別の陸上自衛隊基地のなかに40年住み続けているという川瀬汎二（はんじ）さんとの出会いはその頃です。10年前、川瀬さんはすでに「自衛隊は憲法違反」の文字や、憲法9条・前文を屋根に大書していました。いろいろな法律ができて、自衛隊が海外に戦争に行く道が整い始めたころです。そういう時期に、そのことに切実に反応している人がいる、ということにすごく関心を持ったんです。

矢白別で実際に海兵隊の演習を見ていくうちに、やはり戦争は戦場だけではない、戦争に備え、支える場所があって成り立っている、と実感するようになりました。そこから考えて、韓国や沖縄にある基地をきちんと見ていくことはとても大事なのではないか、現代の戦争と自分たちとの関わりに向き合い、戦争を止めさせることのできる何かがあるのではないか、と矢白別から梅香里、辺野古へと撮影を広げていったのです。

基地をめぐる闘いが、自分たちの未来に関わる問題だということに、日本の人々は少しずつ気づき始めているように思います。辺野古の座り込みのおばあたちは、これは日本や沖縄の未来の話だよ、ここに基地ができたら戦争することになるんだよ、だから座り込みをしているんだよ、と10年前から言っていました。基地や演習場を通して、身近に戦争を感じている人たちがずっと訴えていたことが、やっと僕たちにも目に見える形で示されてきたということではないかな。つまりこの映画がしていることは、自分たちの未来を考える「手がかり」を、現場の人々の姿を通して提供していくことじゃないかと思っています。

また、こういうドキュメンタリーの役割というのは、いろんな現場での失敗や成功といった経験をつないでいくことでもあるんです。10月には学生たちと一緒にアメリカに行くのですが、当事国であるアメリカの人達の経験や人生、向き合っている現実を聞かせてもらいたいと思っています。

タイトルである「マリーナズ・ゴー・ホーム」というのは、「海兵隊よ、戦場から帰れ、もっと違う生き方をしようよ」というメッセージです。しかし、イラクで戦争をしている兵士には、学費や生活のために志願した人が多いわけですから、「ゴー・ホーム」は、常に「カム・ホームと一対でなければいけない」と思います。つまり戦場で殺し殺されということを強いられている人たちに対し、もう帰っておいで、と引き受けていく場所が社会のなかに必要なんです。

今の米軍兵士は、日本の若者の未来の姿だと思いますよ。これからどんどん広がっていくであろう格差社会のなかで、兵士になって戦争に行くという選択しか自分の生きる場所がない、という構造ができつつあります。政府の設計図は、エリートは安全なところへ、「負け組」は弾よけにならなさい、ということですよ。いまのアメリカ社会の現実を、自分たちの問題と重ねて考えていかなければいけない。

アメリカにも、辺野古のおばあのように、80歳を超えても米軍兵士のリクルートセンターに座り込んで、兵士を連れて行くなら私をイラクへ連れていけ、と反対運動をやっているおばあさんたちがいるんですよ。今回の訪米では、その人たちにもぜひ会いたい。その姿を撮影して辺野古のおばあたちに見せたいんです。韓国のピョンテック（平澤）でも、連日のキャンドル行動の中心はおばあちゃんですよ。アメリカ、韓国、沖縄の各地で、未来の希望に向けて、けっして志をまげないおばあたちの姿を撮り続けていきたいと思っています。（談。まとめ：中村桂子）

ふじもと ゆきひさ 1992年、マレー半島を舞台に日本の戦争と侵略を撮影した「教えられなかった戦争」で初監督。95年、映画作りの拠点を北海道上市川郡新得町に移す。96年から毎年、「SHINTOKU空想の森映画祭」を開催。最新作「Marines Go Home 辺野古・梅香里・矢白別」の上映スケジュール等は、www.hayaokidori.squares.net/marines_go_home/index.html。

北朝鮮の ミサイル発射実験 を考える

9月22日(金) 午後6時半から
(6時15分開場)

総評会館 401会議室

東京都千代田区神田駿河台3-2-11 TEL03-3253-1771

資料代 500円

実際に何が起こったのか。日本社会に潜む問題点
は何か。平和的解決に向けて、日韓市民社会が進
むべき道を探る。

お話し：
秋月 望さん(明治学院大学国際学部教授)
「韓国からみた『北朝鮮』、日本から
みた『北朝鮮』」

梅林宏道さん(ピースデポ代表)
「ミサイル発射の真相」

お問い合わせはピースデポへ
045(563)5101 office@peacedepot.org

日誌

2006.8.21~9.5

作成:中村桂子、林公則

DOD = 米国防務省 / IAEA = 国際原子
力機関 / ICBM = 大陸間弾道ミサイル /
MD = ミサイル防衛 / MDA = 米ミサイル
防衛庁 / NNSA = 米国家核安全保障管
理局 / SM3 = スタンダードミサイル3

8月22日 イラン、米ロ英仏中独が提示した
「包括見返り案」に正式回答。6か国と本格協議を
行う用意があると表明。(本号参照)

8月22日 民主党「核軍縮促進議員連盟」が設
立。(本号参照)

8月24日 米海軍第七艦隊所属イージス駆逐
艦「ジョン・S・マッケイン」姫路港に入港。

8月25日 警視庁公安部、核開発に転用可能
な三次元測定機の不正輸出問題で「ミソコ」幹
部を外為法違反容疑で逮捕。

8月26日 イランのアハマディネジャド大統領、
中部アラクの重水炉プロジェクトが新たな段階に
入ったと発表。

8月25日 韓国外交通商部の潘基文長官、韓
国政府が北朝鮮の核実験の可能性を念頭に「諸
般の備えを行っている」と発言。

8月27日 ラムズフェルド長官、テロリストへの
先制攻撃に通常兵器搭載のICBMを使用する計
画をDODで検討と明らかに。

8月28日 日本・カザフスタン首脳会談。「原子
力の平和的利用の分野での協力促進に関する
覚書」に署名。「原子力協力に関する協定」締結に

向けた交渉開始で一致。

8月29日 SM3搭載の米海軍イージス艦「シャ
イロー」米軍横須賀基地に配備。

8月30日 NNSA、未臨界核実験「ユニコーン」
の実施を発表。(本号参照)

8月30日 海自6隻目となるイージス護衛艦「あ
しがら」の命名進水式、長崎市の三菱重工長崎
造船所で。

8月31日 イラン大統領、決議の遵守期限に
「イラン国民は、脅しや強制によって1インチたりと
も後退することはない」。

8月31日 エルバラダイIAEA事務局長、イラン
核問題に関する報告書を発表。

8月31日 横須賀市、原子力空母配備問題で、
停泊岸壁周辺の海底しゅんせつを行うための事
前調査の実施に同意。

9月1日 米MDA、地上配備型MDシステムの
重要な迎撃実験に成功と発表。

9月1日 東京都の防災訓練に在日米軍が初
参加。

9月3日 イラン訪問のアナン国連事務総長、ア
ハマディネジャド大統領と会談。

9月5日 財団法人「世界平和研究所」核武装
に関する検討等を含む9項目の提言を発表。

9月5日 05年末時点での日本のプルトニウム
保有量が約44.1トンに上がることが明らかに。

9月5日 英国のシンクタンク国際戦略研究所
(IISS)、06年版「戦略概観」を発表。

沖縄

8月21日 県漁協などが県に鳥島と久米島の
射撃場水域の返還を要請。

8月21日 米軍読谷補助飛行場跡地内で、黙
認耕作の実態を把握する現況調査を開始。

8月22日 稲嶺知事が衆院沖縄北方特別委
員会のメンバーに米軍再編による負担軽減の実
現など15項目を要請。

8月23日付 キャンプ・シュワブ内の兵舎など
関連施設の移転工事を来年一月に開始するよう
日本に求める米側の意向が判明。

8月23日 普天間代替施設について、滑走路
が1800メートルになったのは有事のためであると
在沖米海兵隊司令官が明言。

8月25日付 県が、基地の経済効果を測る資
料の提供などを米軍との間で進めることで在沖
四軍調整官事務局と合意。

8月25日 普天間飛行場移転に関する協議機
関に関して、防衛庁が県に設置要綱案を提示。

8月25日 嘉手納基地所属のF15がフレア(訓
練用照明弾)を誤射。

8月27日 普天間協議機関問題で、政府が北
部振興策と基地建設を明確に関連付ける方針を
提示。

8月29日 政府の発言に反発し、県が未明に
普天間協議不参加の方針を決定。一転、同日午
前に県参加で協議会を開催。

9月1日付 8月31日までに那覇防衛施設庁が
通称・安保の見える丘に柵を設置。

9月4日 普天間飛行場跡地利用について、関
係者の合意形成を図るための調査委員会が発
足。

今号の略語

- CD = ジュネーブ軍縮会議
- DOE = 米エネルギー省
- IAEA = 国際原子力機関
- NNSA = 国家核安全保障管理局
- NPT = 核不拡散条約
- PNNP = 核軍縮議員ネットワーク
- RRW = 信頼性代替弾頭
- UGT = 地下核実験

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 山口響 <hibikiy1976@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会
員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願いま
す。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更
新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入
会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、山口響
(ピースデポ)、大澤一枝、塚田晋一郎、津留佐和子、中村和
子、華房孝年、林公則、横山美奈、梅林宏道